

介護保険課からの連絡事項（令和3年7月居宅介護支援事業部会）

1. 介護保険負担割合証の発送について

介護保険の認定をお持ちの被保険者の皆様に、令和3年8月1日からの負担割合を記載した『介護保険負担割合証(みずいろ)』を7月13日(火)に発送します。

郵便局からの返戻等もあるので、7月28日(水)を過ぎても届かない場合は、介護保険課へお問い合わせください。

《新規申請者への交付》

7月13日(火)から30日(金)までの新規申請の方については、申請時に窓口にて令和2年度(ピンク)と令和3年度(みずいろ)の両方の負担割合証を交付します。地域交流センター受付分は後日郵送となります。

《負担割合の問い合わせ》

電話での回答はいたしません。窓口において、担当ケアマネである確認が取れた場合に限り、口頭で回答します。

《福祉用具購入・住宅改修費の負担割合判定基準》

領収日における負担割合となります。

※ご不明な点は、介護保険課までお問い合わせください。

2. 高額介護(介護予防)サービス費の自己負担上限額変更について

配布資料①参照

3. 市内の高齢者数、高齢化率、要介護認定状況等について

配布資料②参照

4. 令和2年度ケアプラン点検報告について

配布資料③参照

5. 令和3年度ケアプラン点検の実施について

配布資料④参照

6. 訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出および検証体制について

配布資料⑤、⑥、訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出書参照